

神戸市中央卸売市場本場 関連中央棟の空き関連事業区画 入居者（関連事業者）募集要項 （随時募集）

以下の要件で、関連棟の空き関連事業区画の入居者（関連事業者）を募集します。

1. 募集内容 神戸市中央卸売市場本場（神戸市兵庫区中之島 1 丁目 1 - 4）
関連中央棟 2 階の関連事業区画の入居者

※先着順で申請を受け付けます。

※入居が決定した事業者は、営業開始までに、神戸市中央卸売市場業務条例第 28 条に基づく
関連事業の業務許可を受ける必要があります。

（詳細は 8. 応募後の流れ（予定）参照）

2. 募集区画 以下の区画（場所は別紙図面のとおり）

	区 画 (募集区分)	面 積	施設使用料 (月額) ※1	従前店舗	店舗の条件
1	空区画①	31 m ²	65,410 円	食堂	飲食店
2	空区画②	77 m ²	162,470 円	食堂	飲食店

※1 施設使用料の他に入居決定後、保証金（施設使用料の月額合計の 3 倍）の納付が
必要となります。

※2 現状有姿のまま募集します。応募される方は、必ず現状確認をお願いします。
区画内にある従前店舗が残置した設備・備品等は全て入居者に帰属することとし、
本市はその補修、更新の義務を負いません。
退去時には原状回復を行っていただく必要があります。

※3 電気代等は、本市より償還金として施設使用料と同時に請求します。
水道・ガスは、使用者が直接提供事業者に申込みして下さい。

3. 店舗の条件

- (1) 飲食店であること。
- (2) 営業開始は業務許可を得てから 1 か月以内に開始すること。
(内装工事により開始が遅れる場合は本市と協議すること。)
- (3) 営業時間は 3 時から 22 時の範囲内とし、原則市場の開市日は営業すること。
- (4) 本市で指定する設備容量や内装制限は遵守すること（不明な点は事前にご相談下さい）。
- (5) 飲食店舗利用者向けの共用駐車場（7 台）があります。
(共用駐車場以外に守衛室で臨時の入場許可証を発行してもらえば、別途 1 階買出人
駐車場に駐車可能)

4. 応募の要件

入居を希望する者で以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 神戸市中央卸売市場業務条例第 28 条第 3 項各号 (※1) に該当しないもの
- (2) 法及び神戸市条例その他関連法令を遵守できるもの
- (3) 施設を使用するにあたって、施設指定の条件を遵守できるもの
- (4) 国税及び地方税及び神戸市中央卸売市場に関する施設使用料・償還金の滞納がないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当する者）ではないもの

(※1) 神戸市中央卸売市場業務条例第 28 条第 3 項

市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第 4 号に該当する場合を除き、許可することができる。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。
- (3) 第 30 条又は第 67 条第 1 項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 法人である場合、その業務を執行する役員のうち第 1 号から第 3 号までの各号のいずれかに該当する者があるとき。

5. 応募方法

指定様式に記入の上、必要書類を添付して、管理係に提出してください。

※ 指定様式は市管理事務所にて入手してください。（Eメールで請求可）

- (注 1) 応募後の「応募者の変更」又は「代表者の変更」は認めません。正当な理由（市が認めるもの）なく変更した場合は応募を無効とし、当選を取り消すことがあります。
- (注 2) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- (注 3) 応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、当選を取り消すことがあります。

6. 書類受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く）の 9 時から 17 時までに市管理事務所へ持参して下さい。

(注) 必要書類に不備があった場合は受け付けることができません。

(注) 募集店舗の内覧を希望される場合は、事前に管理係（TEL078-672-8152）へご連絡下さい。

7. 提出書類 ※1

- (1) 申請書（1号様式） 1部
- (2) 事業提案書（2号様式） 1部
対象となる施設を利用して営業を行うにあたっての基本的な考え方など「事業提案書」としてまとめたもの
- (3) 誓約書（3号様式） 1部
- (4) 事業計画書（4号様式） 1部
・事業提案書の内容を踏まえて、2か年の事業収支計画を作成してください。
・光熱水費用については、同程度の規模・施設の内容に照らして推計、算出してください。
- (5) その他
以下のとおり各1部提出してください。（日付のあるものは全て提出日の3か月以内。コピー不可）
- （法人の場合）①定款または規約
②登記事項証明書
③代表者の印鑑証明書
④業務を執行する役員の住民票の写し
⑤業務を執行する役員の身分証明書等（本籍地の属する市区町村長の発行するもの）
⑥業務を執行する役員の履歴書（5号様式）
⑦株主または出資者名簿（6号様式）
⑧最近2年間の営業報告書（様式任意）
- （個人の場合）①応募者の印鑑証明書
②応募者の住民票の写し
③本籍地の属する市区町村長の発行する応募者の身分証明書等
④応募者の履歴書（5号様式）と写真
⑤資産及び負債に関する書類（7号様式）
⑥最近2年間の営業報告書（様式任意）

※1 その他必要に応じて追加書類の提出を求めています。

8. 応募後の流れ（予定）（下線部分は申請者が必要な手続き等です）

- ①7. 提出書類を市管理係へ提出
- ①から10日以内 ②入居候補者の決定及び募集結果の通知書の交付します
③関連事業者（飲食営業）の業務許可申請書類を交付します
④関連事業者（飲食営業）の業務許可申請書類を提出して下さい
⑤審査により、関連事業者（飲食営業）の業務許可を交付します
- ⑤から1か月以内 ⑥保証金（施設使用料の3月分）を預託（振込）して下さい
- ⑥の入金確認後 ⑦施設指定申請等手続き書類を交付します
⑧施設指定申請等手続き書類を提出して下さい
- ⑧から1週間以内 ⑨施設指定の許可及び施設の鍵を交付します
- ⑧以降 ⑩内装工事に着手（別途申請が必要です）
⑪営業開始

9. その他

- (1) 申請者が応募要件を満たさない場合や業務許可を受けられない場合は失格とします。
- (2) 施設指定許可を交付した日から施設使用料が発生します（月途中の場合は日割計算）。
- (3) 施設指定許可を交付後、内装工事に着手可能です（別途申請が必要です）。

(問い合わせ先)

〒652-0844 神戸市兵庫区中之島 1-1-4

関連中央棟 4階

神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部本場
管理係

電 話 (078) 672-8152

F A X (078) 651-8518

メール honjo@office.city.kobe.lg.jp



神戸市中央卸売市場位置図



神戸市中央卸売市場本場

所在地 〒652-0844 神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号
 電話 管理係/078-672-8152(総務) 078-672-8155(施設) 業務係/078-672-8164
 ファックス 078-651-8518
 ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/information/institution/market/index.html>

関連中央棟 2階

